

富士市介護職員初任者研修等受講費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護職員の確保、定着及びサービスの質の向上を図るため、介護職員初任者研修又は介護福祉士実務者研修（以下「介護職員初任者研修等」という。）を修了した者に対する補助金の交付について、富士市補助金等交付規則（昭和42年富士市規則第28号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護職員初任者研修 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項各号に掲げる研修で、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23に規定する介護職員初任者研修課程に係るものをいう。
- (2) 介護福祉士実務者研修 社会福祉士及び介護福祉法(昭和62年法律第30号)第40条第2項第5号に規定する養成施設で行われる研修で、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第7条の2第1号ロに規定する教育内容に係るものをいう。
- (3) 介護事業所 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に基づく指定を受け、次に掲げる事業のいずれかを行う事業所で、市の区域に存するものをいう。
 - ア 法第8条第1項に規定する居宅サービス事業（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。）
 - イ 法第8条第14項に規定する地域密着型サービス事業
 - ウ 法第8条第27項に規定する介護福祉施設サービスを行う事業
 - エ 法第8条第28項に規定する介護保健施設サービスを行う事業
 - オ 法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス事業（介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。）
 - カ 法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービス事業
- (4) 介護職員 介護事業所において雇用され、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事その他の要介護者又は要支援者に必要な日常生活上の世話に従事する者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 第6条に規定する交付申請を行う日（以下「申請日」という。）において介護職員初任者研修等を修了しており、かつ修了日から1年以内の者であること。
- (3) 申請日において本市に納付すべき市税の完納者であること。
- (4) 申請日において介護職員として同一法人の運営する市内の介護事業所に介護職員初任者研修等を修了した日以後3か月以上継続して就労していること。
- (5) 介護職員初任者研修等の受講に係る経費について、他の同種の補助を受けていないこと

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、介護職員初任者研修等に係る教材費（当該介護職員初任者研修等の受講に際し必ず購入しなければならないものに限る。）及び受講料（以下「受講費」という。）とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、次の各号に掲げる研修の区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。

- (1) 介護職員初任者研修 40,000円
- (2) 介護福祉士実務者研修 90,000円

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、富士市介護職員初任者研修等受講費補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 介護職員初任者研修課程又は介護福祉士実務者研修課程の修了を証する書類の写し
- (2) 受講費の領収書の写し
- (3) 就労証明書（第2号様式）
- (4) 市税の完納証明書又は市税納付状況調査同意書（様式第3号）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるものについては、補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、富士市介護職員初任者研修等受講費補助金交付決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日告示第43号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日告示第58号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日告示第54号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月27日告示第61号）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。